

## 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号。令和6年1月19日公布。同年4月1日施行。）に伴い、所要の改正をしようとするものである。

### 2 改正内容

#### (1) 介護保険料の改定

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定に伴い、介護保険料を改定しようとするものである。

##### ○第9期介護保険料

基準額（月額） 6,824円（第8期：6,679円 145円増）

年額（第5段階）81,800円（第8期：80,100円 1,700円増）

【別紙「介護保険料段階表」参照】

#### (2) 基準額に対する割合の変更

介護保険法施行令の一部改正において、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までに係る基準額に対する割合が引き下げられたことから、本市の割合を国が示した割合に改正しようとするものである。

##### ○国が示した割合

第1段階 0.455（軽減後0.285）

第2段階 0.685（軽減後0.485）

第3段階 0.69（軽減後0.685）

【別紙「介護保険料段階表」参照】

#### (3) 保険料減免の特例の対象期間の変更

世帯の生計を維持することが著しく困難であると認められる者を対象とする保険料減免の特例について、継続して減免できるようにするため、令和3年度から令和5年度までとなっている対象期間を令和6年度から令和8年度までに変更しようとするものである。

### 3 施行期日

令和6年4月1日